

# 2月18日月～3月17日月 (土・日曜日は除く) 税の申告受付が始まります

## 市民税・道民税の申告

申告会場と  
▼コミュニティプラザ(有明町南1)  
受付時間  
午前9時30分から午後5時  
▼栗沢支所市民課市民係  
午前9時30分から午後5時

### 申告が必要な方

平成20年1月1日現在、市内に住所があり、平成19年中に給与、年金、家賃等の収入があった方(年金収入のみの場合、65歳未満は102万円、65歳以上は152万円をそれぞれ超える方が、申告の対象となります)非課税所得(遺族年金・障害年金等)のみの方や所得のない方で次に該当する方

- 市の国民健康保険に加入している方
- 市の介護保険の被保険者(65歳以上の方)
- ただし、次の方は申告の必要がありません。  
●所得税の確定申告書を提出する方
- 給与所得のみで、支払者から給与支払報告書が市に提出される方(医療費や社会保険料、扶養などの所得控除を、追加で受けようとする場合には申告が必要)
- 申告がない場合は、各種税の証明書を発行できないことや、国民健康保険料・介護保険料の軽減が受けられないことがあります。
- 期間中は、市役所本庁での申告受付は行いません。
- コミュニティ西駐車場は、駐車時間が30分を超えると有料になります。

問合せ先 市税務課市民税係

## 所得税の確定申告

申告会場 岩見沢税務署(2東4) ☎22局0810(代表)  
受付時間 午前9時から正午、午後1時から5時

### 申告が必要な方

事業をしている方や不動産収入のある方  
一定の金額を超える公的年金、満期保険金のある方  
給与所得者で次に該当する方

- 給与の年間収入が2千万円を超える方
- 2か所以上から給与を受けている方
- 給与所得以外の所得が20万円を超える方

このほかにも申告が必要な場合がありますので、お問い合わせください。

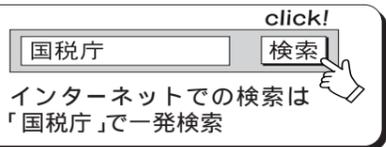
問合せ先 岩見沢税務署個人課税第一部 ☎22局9456  
土地や建物等を買った方  
問合せ先 岩見沢税務署資産課税部門 ☎22局9462

申告書は自分で書いてお早めに!

申告期限間近になると、大変混雑します。申告書は「前年の申告書控え」や「確定申告の手引き」などを参考に自分で作成して、税務署の窓口や送付により早めに提出しましょう。

確定申告書は国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で簡単に作成することができます。

e-Tax(国税電子申告・納税システム)もご利用ください。



## 申告に必要なもの

印鑑  
給与や年金などの源泉徴収票(原本)  
収入や必要経費を集計した書類(収支内訳書など)  
各種所得控除の証明書(医療費・国民健康保険料・介護保険料・社会保険料・寄付金の領収書、国民年金保険料・生命保険料・地震保険料・旧長期損害保険料の控除証明書、障害者手帳・障害者控除対象者認定書など)  
振込先口座番号(還付申告の場合)  
申告時間短縮のため、医療費などの領収書は、事前に各自で集計しておいてください。

### 【要介護認定者の控除】

障害者手帳等の交付を受けていない65歳以上の方でも、介護保険法の要介護認定者で、当該年度の12月31日現在の状態が、一定の基準に該当する方は、所得税と市・道民税の障害者控除を受けることができます。  
要介護認定者が、必ずしも控除の対象になるとは限りません。詳しくはお問い合わせください。

問合せ先 市高齢・介護室介護保険係

## 税理士会による 還付申告の無料相談

日時 2月23日(土)午前10時から午後4時  
会場 まなみーる(9西4)  
対象 給与所得者、年金受給者等で医療費控除や住宅借入金等特別控除などの還付申告をする方や年末調整をしていない方  
北海道税理士会岩見沢支部(谷勲 税理士事務所内)  
☎22局3158

## 税金が戻る 還付申告

確定申告をする義務のない方も、還付申告をすると源泉徴収された所得税が戻ることがあります。  
ローンにより住宅を取得した場合医療費を一定額以上支払った場合年の途中で退職し、再就職していない方など  
受付・問合せ先 岩見沢税務署個人課税第一部 ☎22局9456

## 個人事業税の申告

申告会場 空知支庁課税課(8西5)  
受付時間 午前9時から午後5時  
申告が必要な方  
個人で事業をしている方  
所得税の確定申告を行う方は申告の必要がありません。ただし、年中途中で事業を廃止したときなどは、廃止の日から1か月以内に申告が必要です。  
申告期限 3月17日(月)  
問合せ先 空知支庁課税課事業係 ☎20局0050

## 贈与税・個人事業者の 消費税・地方消費税の申告

申告会場 岩見沢税務署(2東4)  
受付時間 午前9時から正午、午後1時から5時  
贈与税の申告  
申告期限 3月17日(月)  
問合せ先 岩見沢税務署資産課税部門 ☎22局9462  
個人事業者の消費税・地方消費税の申告  
申告期限 3月31日(月)  
問合せ先 岩見沢税務署個人課税第一部 ☎22局9456

かんたん便利な  
e-Taxで申告してみませんか  
e-Taxを使うと自宅のパソコンから申告などの手続きが簡単にできます。



e-Taxで所得税の申告をすると  
ホームページからかんたん申告  
最高5,000円の税額控除  
領収書等の添付書類が提出不要  
還付金の振り込みが早い

次ページに、平成20年度の  
主な税制改正のお知らせ  
があります

# 平成20年度 主な税制改正のお知らせ

**申告が  
必要です!**

住宅ローン控除  
(住宅借入金等特別税額控除)

税源移譲に伴う所得税の減額により、これまで受けていた所得税の住宅ローン控除額が減る場合がありますが、この場合、控除しきれなかった額を、平成20年度の市・道民税(所得割)から控除できます。

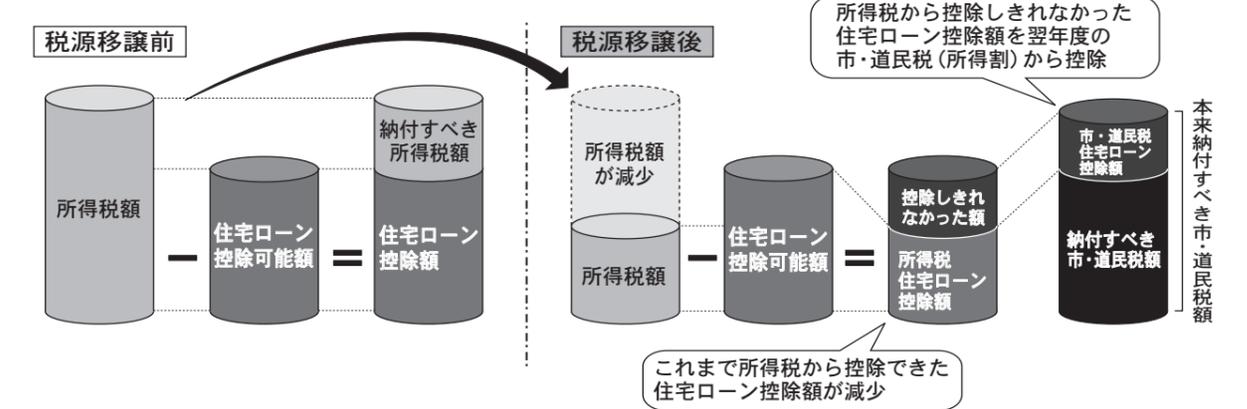
申告期限 3月17日(月)  
対象 平成11年から18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方

申告 平成19年分の所得税から控除しきれない額があった場合、市税務課市民税係および各支所の窓口  
に備え付けの、市町村民税道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書を、平成20年1月1日現在にお住まいの市区町村へ提出(申告書は、市のホームページから入手することができます)  
平成20年度以降も毎年申告が必要です。(平成28年度分まで適用)

## 住宅ローン控除にかかる申告書の提出先と必要書類

	提出先	申告に必要なもの	申告期間
確定申告をしない方	市区町村	住宅ローン控除申告書、源泉徴収票(原本) 印鑑、年末時点の住宅ローン残高が分かるもの	3月17日(月)まで
確定申告をする方	税務署	住宅ローン控除申告書、確定申告に必要な書類、印鑑 所得税の確定申告書と一緒に提出可	2月18日(月)~ 3月17日(月)

## 市・道民税の住宅ローン控除のイメージ



## 住宅ローン控除のモデル【夫婦2人と子ども2人 給与収入700万円(住宅ローン控除可能額27万円)の場合】

(単位:円)				(単位:円)			
税源移譲前	納付すべき税額	住宅ローン控除額	負担額	税源移譲後	納付すべき税額	住宅ローン控除額	負担額
市・道民税	196,000	0	196,000	市・道民税	293,500	97,500	196,000
所得税	263,000	263,000	0	所得税	165,500	165,500	0
合計	459,000	263,000	196,000	合計	459,000	263,000	196,000

税源移譲の前後で負担額は変わらない

(単位:円)			
税源移譲後	納付すべき税額	住宅ローン控除額	負担額
市・道民税	293,500	0	293,500
所得税	165,500	165,500	0
合計	459,000	165,500	293,500

控除額が減少し、負担額が増加する

モデルは、子どものうち1人が特定扶養親族に該当し、一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。また、住宅ローン控除額は、一定の条件で試算した場合の例です。

## 住宅ローン控除

Q & A

Q 市・道民税の住宅ローン控除額はどのように決まるの?

A 市・道民税の住宅ローン控除額は、住宅ローン控除可能額と税源移譲前の税率を用いて算出した所得税額のいずれか少ない金額から、所得税の住宅ローン控除額を差し引いた金額となります。

Q どういう場合に、市・道民税の住宅ローン控除の対象になるの?

A 給与所得者の方は、平成19年分給与所得の源泉徴収票の摘要欄に「住宅借入金等特別税額控除可能額」が記載されていて、この金額が源泉徴収票の「住宅借入金等特別控除の額」より大きい場合に、市・道民税の住宅ローン控除となります。

Q 平成19年以降に入居した場合、市・道民税の住宅ローン控除の特例が設けられました。

A 市・道民税の住宅ローン控除の適用はありません。別途所得税において、新たな住宅ローン控除制度の特例が設けられました。

## 税源移譲時の年度間の所得の変動に係る経過措置

所得税率の変更に伴う税負担の軽減の影響を受けず、市・道民税率の変更に伴う税負担の増加の影響のみを受ける方は、すでに納付済みの平成19年度分市・道民税から、税源移譲により増額となった市・道民税相当額を減額します。

申告期間 7月1日(火)から31日(木)対象 平成19年中の所得が大きく下がりました方で、次の要件を両方も満たす方

平成19年度の市・道民税の課税所得金額(申告分離課税分を除く)が、所得税との人的控除額の差額よりも大きい方  
平成20年度の市・道民税の課税所得金額(申告分離課税分を含む)が、所得税との人的控除額の差額以下の方

人的控除とは、配偶者控除や扶養控除、基礎控除などのことをいいます。計算方法 平成19年度の合計課税所得金額に、税源移譲後の税率を適用して、調整控除を行った後の税額から、税源移譲前の税率を適用して計算した税額を差し引いた額を減額します。

申告先 平成19年度分の個人住民税が課税されている市区町村(平成19年1月1日現在の住所所在地)に、減額申告書を提出してください。他の市区町村へ転居した方は、申告先を間違わないようご注意ください。

この経過措置の詳細は、広報6月号でお知らせする予定です。

市・道民税の老年者非課税措置廃止に伴う経過措置がなくなります

老年者の非課税措置(65歳以上で所得金額125万円以下の方が該当)が、平成18年度課税以降、廃止されたことに伴い、これまで2年間に渡って行われてきた経過措置が、平成20年度課税分から適用されなくなります。

## 市・道民税の地震保険料控除(平成20年度課税分から適用)

近年多発している地震災害を受け、災害時に、自らの財産を守り、将来的な負担の軽減を図るために、これまでの損害保険料控除が廃止され、地震保険料控除が創設されました。

なお、経過措置として、平成18年末までに締結した長期損害保険(保険期間が10年以上で満期返戻金のあ

## 地震保険料控除の計算方法

加入している保険	控除額	
地震保険のみ加入	支払った保険料の2分の1(上限25,000円)	
【経過措置】 平成18年12月31日までに契約した長期損害保険のみに加入	5,000円以下	支払った保険料全額
	5,000円超 15,000円以下	(支払った保険料) × 1/2 + 2,500円
	15,000円超	10,000円
長期損害保険と地震保険の複数の保険に加入	それぞれの控除額を合計して25,000円 ただし、長期損害保険部分は上限10,000円	
1つの保険契約で、長期損害保険と地震保険が備わっている保険に加入	長期損害保険料控除と地震保険料控除のどちらかを選択	

問合せ 市税務課市民税係